

# 経済産業省

20260107 資序第4号  
令和8年1月13日  
資源エネルギー庁

「二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証の交付要領」を次のとおり制定し、令和8年1月19日から施行する。

資源エネルギー庁長官 村瀬 佳史

## 二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証の交付要領

「二酸化炭素を含んだガスの輸出承認について」（令和8年1月13日付け輸出注意事項2026第1号）に基づく二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証の交付は下記により行う。

### 記

#### 1 申請書

二酸化炭素を含んだガスの輸出確認申請書（別紙様式1） 1部

#### 2 提出先

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料環境適合利用推進課

#### 3 添付書類

(1) 二酸化炭素を含んだガスの輸送及び海底下の地層への処分に係る契約書の写し 1部

(2) 二酸化炭素を含んだガスに係る日本国内又は受入国における分離・回収、輸送及び海底下の地層への処分の実施計画（資金調達の方法に関する事項を含む。）に関する書類 1部

(3) 二酸化炭素を含んだガスの組成に関する書類 1部

- (4) 二酸化炭素を含んだガスにいかなる廃棄物その他の物もこれらを処分する目的で加えられていないことに関する誓約書 1部
- (5) 海底下の地層への処分を行う者が受入国において必要な許可等を受けていること又はその見込みを証する書類 1部
- (6) その他輸出確認証の交付に当たり必要があると認められる書類

#### 4 輸出確認証の交付基準

次に掲げる全ての基準を満たし、かつ、政府として1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書(以下「ロンドン議定書」という。)及び以下(2)の協定又は取決めを遵守できると判断する場合には、確認申請に係る二酸化炭素を含んだガスの輸出について、資源エネルギー庁長官が、環境省水・大気環境局長に協議し、その同意を得た上で、二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証(別紙様式2)を交付するものとする。

- (1) 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第2の35の5の項の中欄に掲げるものであって、次のイ及びロに該当するものであること。
  - イ 輸出する二酸化炭素を含んだガスが、輸出に係る受入国との協定又は取決めに即した、極めて高い割合の二酸化炭素から構成されているものであること。ただし、当該二酸化炭素を含んだガスの起源となる物質並びに利用される回収工程及び隔離工程から生じる付随的な関連物質が含まれ得るものとする。
  - ロ 輸出する二酸化炭素を含んだガスにいかなる廃棄物その他の物もこれらを処分する目的で加えられていないものであること。
- (2) 当該確認申請に先立ち、我が国が受入国との間で締結した協定又は受入国との間で行った取決めであって、次のイ及びロの内容を含むものに即した輸出内容であること。
  - イ ロンドン議定書その他の適用可能な国際法に適合した輸出国と受入国との間の許可を与える責任の確認及び配分
  - ロ 非締約国に輸出する場合には、ロンドン議定書と同等の規定(附属書二の規定に適合する許可の付与及び許可の条件に関する規定を含む。)であって、当該協定又は当該取決めが、海洋環境を保護し、及び保全するための同議定書上の締約国の義務に違反しないことを確保するためのもの

#### 5 輸出確認証の交付条件

輸出確認証を交付する場合には、次の条件を付するものとする。

- (1) 二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証に関して変更の必要が生じる場合には、内容変更申請書(別紙様式3)及びその記載内容を証する書類を資源エネルギー庁長官に申請し、変更内容の確認を得ること。
- (2) 二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証に基づき輸出された貨物の海底下の地層への処分が終了した場合には、処分終了後1ヶ月以内に処分した二酸化炭素を含んだガスの数量並びに処分した場所、時期及び方法について記録した終了報告書(別紙様式4)1

部及びその記載内容を証する書類により、資源エネルギー庁長官に報告すること。

(別紙様式1)

二酸化炭素を含んだガスの輸出確認申請書

年 月 日

資源エネルギー庁長官 殿

氏名又は名称

住 所

代表者の氏名

次の貨物の輸出について、二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証の交付要領に基づき申請します。

記

輸出者	氏名又は名称	
	住所	
	代表者の氏名	
	連絡先	(担当者)
仕向地		
輸出目的		
海底下の地層への処分地		
買主	氏名又は名称	
	住所	
	代表者の氏名	
	連絡先	(担当者)
荷受人	氏名又は名称	
	住所	
	代表者の氏名	
	連絡先	(担当者)
貨物	排出源及びそ の産業分野	
	分離・回収方法	
	成分・濃度	
	数量	
	輸送方式	
関係国間の協定又は取決め		

の名称及び発効日	
備考	

(別紙様式2)

経済産業省

文書番号  
年月日

殿

資源エネルギー庁長官

二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証

年月日付で申請のあった標記の件について、下記のとおり交付します。

記

輸出者	氏名又は名称	
	住所	
	代表者の氏名	
	連絡先	(担当者)
仕向地		
輸出目的		
海底下の地層への処分地		
買主	氏名又は名称	
	住所	
	代表者の氏名	
	連絡先	(担当者)
荷受人	氏名又は名称	
	住所	
	代表者の氏名	
	連絡先	(担当者)
貨物	排出源及びその産業分野	
	分離・回収方法	

	成分・濃度	
	数量	
	輸送方式	
	備考	

なお、次の条件を付すものとします。

- (1) 二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証に関して変更の必要が生じる場合には、内容変更申請書(別紙様式3)及びその記載内容を証する書類を資源エネルギー庁長官に申請し、変更内容の確認を得ること。
- (2) 二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証に基づき輸出された貨物の海底下の地層への処分が終了した場合には、処分終了後1ヶ月以内に処分した二酸化炭素を含んだガスの数量並びに処分した場所、時期及び方法について記録した終了報告書(別紙様式4)1部及びその記載内容を証する書類により、資源エネルギー庁長官に報告すること。

(別紙様式3)

内容変更申請書

年　月　日

資源エネルギー庁長官 殿

氏名又は名称

住　　所

代表者の氏名

年　月　日付（文書番号）で「二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証」の交付を受けた貨物について、下記のとおり変更申請します。

記

1 変更内容

変更後	変更前

2 変更理由

---

文書番号

年 月 日

申請のあった上記の内容変更について確認した。

なお、輸出承認証の内容変更要否等について、経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課に確認すること。

資源エネルギー庁長官 印

(別紙様式4)

終了報告書

年 月 日

資源エネルギー庁長官 殿

氏名又は名称

住 所

代表者の氏名

年 月 日付け（文書番号）で「二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証」の交付を受けた  
貨物の輸出について、下記のとおり終了を報告します。

記

輸出結果の概要

貨物	成分・濃度	
	数量	
確認を受けた貨物の仕向地		
確認を受けた貨物の到着日		
確認を受けた貨物の処分完了日		
処分された貨物の数量		
処分された場所の名称及び住所		
処分の方法		